

産業廃棄物税検討資料

産業廃棄物の発生の抑制とリサイクルの推進を経済的に支援し、「循環型社会」の形成を図っていくため、宮城県では平成17年4月1日に産業廃棄物税を導入しました。

「循環型社会」とは、日常生活や事業活動で物の再使用や修理が当たり前となることで、廃棄物の発生が抑制され、また、排出された廃棄物についても、循環的利用が進み、関係者の協働による廃棄物の総合的な3R（発生抑制Reduce, 再使用Reuse, 再生利用Recycle）が進んでいる社会です。

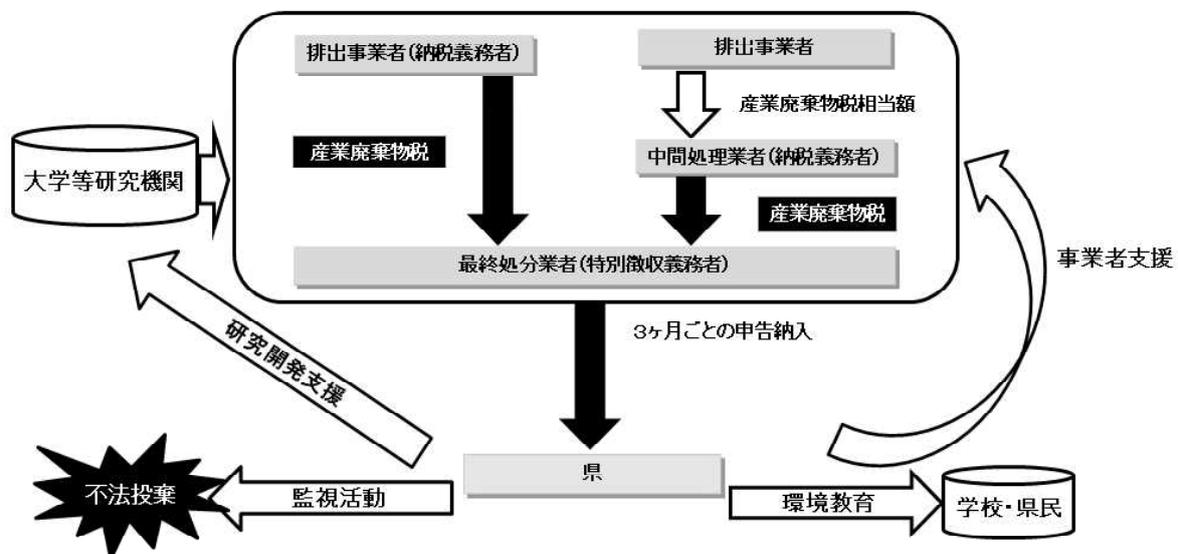
産業廃棄物税は制度の施行状況や社会情勢の推移などを勘案して5年ごとに見直すこととしており、平成26年度に2回目の見直しを行った結果、課税の期限を令和2年3月31日までとしました。

今回、期限を迎えるに当たり、改めて産業廃棄物税の効果を検証し、今後の産業廃棄物税の在り方を検討しました。

【産業廃棄物税の概要】

産業廃棄物税条例(平成16年条例第19号)による税の仕組みについては次のとおりです。

- 1 課税対象 県内における産業廃棄物の最終処分場への搬入
- 2 納税義務者 排出事業者(中間処理業者を含む。)
- 3 税率 産業廃棄物の最終処分場への搬入重量1トンにつき1,000円
- 4 徴収方法 最終処分業者による特別徴収
(ただし、自社処分の場合は、排出事業者による申告納付)
3か月ごとの申告納入(納付)
- 5 課税期間 令和2年3月31日まで

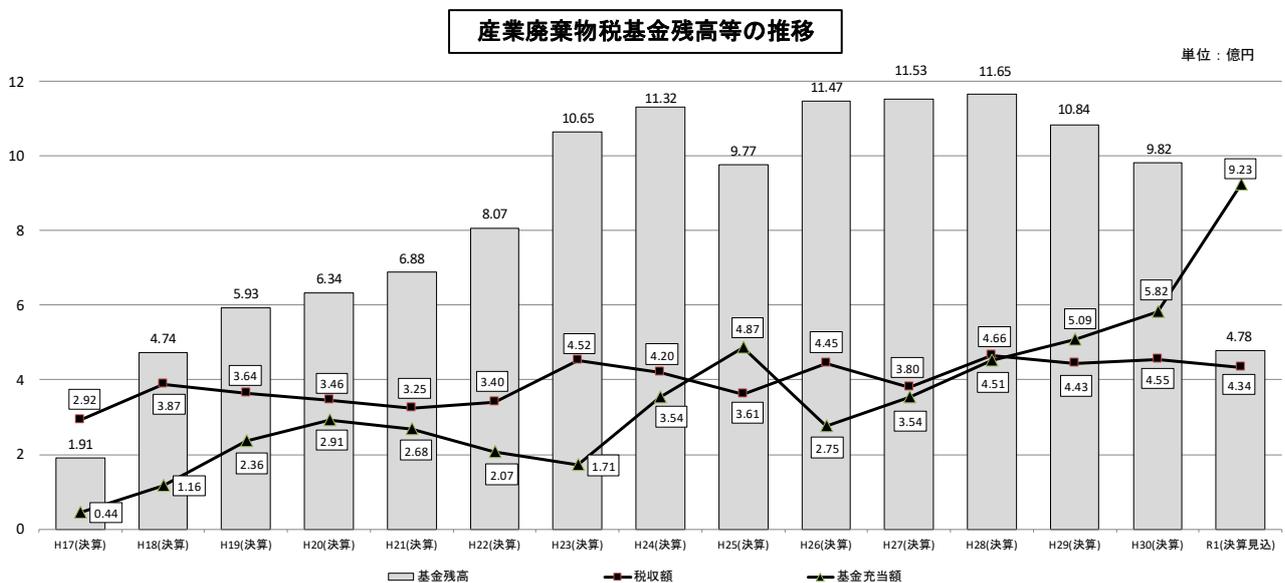


1 税収額等の推移

本税は、3か月分をまとめて翌月納入納付することとなっており、1月から3月分は、4月に納付されることから、平成18年1月から3月分の歳入年度は、平成17年度ではなく、平成18年度の税収となります。したがって、平成17年度は、3四半期分の税収となっています。

平成18年度からは、4半期分の税収となり、3億8千7百万円の実績となりましたが、それ以降減少傾向となり、平成22年度は3億4千万円となりました。平成23年度以降は、震災の影響によりがれき類等の排出量が増え、それに伴い埋立量も増えたことから、おおよそ4億円台で推移してきており、平成30年度決算額は4億5千5百万円となっています。

基金残高は、震災の影響によりいくつかの事業執行を中止したこと、平成23年度以降の復旧復興工事等によるがれき類の排出増などにより税収が増加したことにより、平成30年度末時点で、約9億8千万円となっています。



※1 基金へは税収額のうち予算計上額までを当該年度に積立し、翌年度補正予算化の上、残額を積立している。

※2 基金残高は、前年度の基金残高+税収額-基金充当額-徴税費用+運用益等となる。

2 産業廃棄物税充当事業の概要

産業廃棄物税は条例により、徴収に要する費用を除いた額を、(1)産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に関する事業、(2)産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業に充てることとされています。産業廃棄物税導入時の平成17年度は5事業で4千4百万円だった事業充当額は、平成30年度には39事業で5億8千万円と順次充実が図られてきました。平成26年度から平成30年度までは約21億7千万円を充当しました。

また、産業廃棄物は、商工業、建設業、農林水産業など、広汎な業種から発生し、かつ、解決すべき課題も多岐にわたっていることから、環境生活部以外の部局においても事業を実施しています。

過去5年間の充当額の推移及び主な事業については、下記のとおりです。

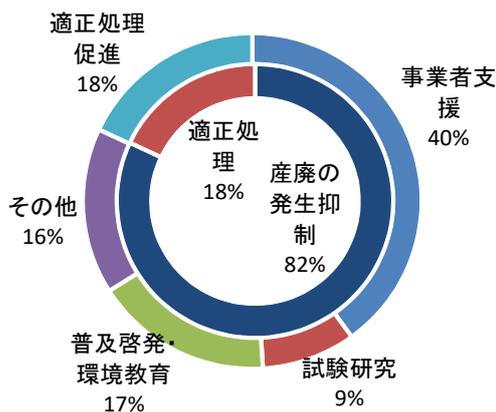
[目的別充当額の推移]

		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		計	
(1) 産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に関する事業		22	198,674	21	286,317	22	385,847	30	435,307	29	470,950	41	1,777,095
内訳	事業者支援	5	77,210	5	143,402	6	203,850	7	217,513	7	228,817	8	870,792
	試験研究	5	16,633	2	32,335	3	33,728	4	56,135	5	61,773	9	200,604
	普及啓発・環境教育	9	38,613	11	43,027	10	77,794	16	91,566	14	108,780	21	359,780
	その他	3	66,218	3	67,553	3	70,475	3	70,093	3	71,580	3	345,919
(2) 産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業		11	76,568	11	67,982	10	64,669	11	73,539	10	111,138	13	393,896
合計		33	275,242	32	354,299	32	450,516	41	508,846	39	582,088	54	2,170,991

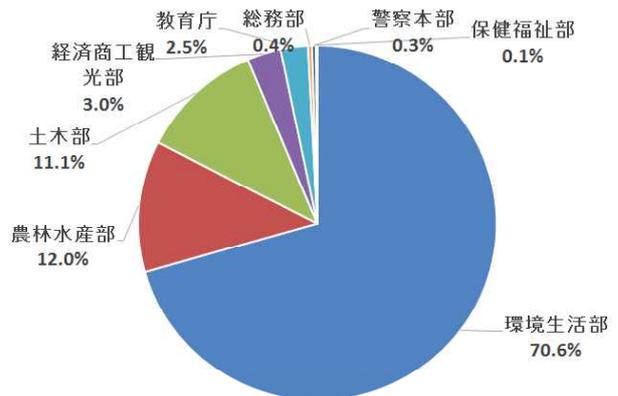
※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

[5年間(H26～H30)の充当額の目的別及び部局別の内訳]

<目的別>



<担当部局別>



(1) 産業廃棄物の発生の抑制, 減量化, 再生利用に関する事業

イ 事業者支援(8事業 870, 792千円)

イ) 成果と課題

産業廃棄物の発生抑制等への支援や環境産業コーディネーターの派遣などを進め, 施設整備や地域単位での3Rを推進するための企業相互の連携組織の立ち上げが行われるなど, 県内廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進に着実な効果・実績を上げています。

また, 製造業等における製造工程の改善による産業廃棄物の発生抑制に資する設備機器の整備や, 事業者が行う産業廃棄物の再使用及び再資源化に関する設備機器の整備, 産業廃棄物に由来する再生資源を有効に活用する設備機器の整備の支援を行いました。今後も県内廃棄物の排出量等の状況を踏まえ, 引き続き取組を推進する必要があります。

ロ) 主な取組(過去3年間)

事業名	事業概要	主な取組	効果・実績
環境産業コーディネーター派遣事業	環境産業コーディネーターを県内各地域に派遣して, 個別企業の廃棄物等の3Rの課題解決や地域毎または業種毎のリサイクルの枠組づくり等を進める。	○ 環境産業コーディネーターの年間訪問企業延べ数 H28 1,004件 H29 1,113件 H30 1,081件	○ 廃棄物系バイオマスについてメタン化に取り組む事業者の支援を実施 ○ 国際的に問題となっている廃プラスチック類について, 県内の情報を収集し, 再生資源等に取り組む事業者を支援 ○ 廃石膏ボードの3R推進に向けた課題の整理と利活用策の提案を実施
みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業	産業廃棄物の3R等を推進するために設備機器を整備する事業を支援する。	○ 設備整備事業者数 H28 13事業者 H29 19事業者 H30 13事業者	○ 3Rに資する設備による産業廃棄物量の削減とリサイクル率の向上
リスタートみやぎの3R推進事業	宮城県循環型社会形成推進計画を普及啓発していくための事業や最終処分場設置者が行う緑化事業等に対する支援を行う。	○ 3R普及啓発イベント開催回数 H28 1回 H29 1回 H30 2回 ○ 最終処分場設置者に対する支援事業数 H30 3件	○ 産業廃棄物処理の県民理解の向上 ○ 最終処分場に対する地域住民の理解の促進
リサイクルエネルギー利活用促進事業	バイオディーゼル燃料(BDF)を使用する事業者に対し奨励金を交付することにより, BDF需要の維持, 普及を図る。	○ BDF年間利用量 H28 151,838L H29 134,519L H30 13,110L	○ BDFの利用促進

□ 試験研究(9事業 200, 604千円)

イ) 成果と課題

事業者による研究開発の取組支援や県研究施設において3Rを推進するための研究開発が進められてきており、事業化・実用化がなされるなど着実に実績が上がっています。

試験研究事業は、成果が出るまで複数年を要するものが多く、現時点で研究過程段階のものについては、事業化に向けた取組を進めていくこととしています。

また、県と大学が連携して希少金属や食品廃棄物等のリサイクルシステムの構築に向けた各種検討や取組を実施しています。

現在研究中のもの以外についても、産業廃棄物の3Rを推進するためには技術的な課題により再資源化等が困難な廃棄物が多く存在していることから、引き続き取組を推進する必要があります。

ロ) 主な取組(過去3年間)

事業名	事業概要	実施状況	効果・実績
3R技術・製品開発チャレンジ応援事業	技術的な課題により、3Rの取組がなされていない又は進んでいない産業廃棄物について、企業等が行う3R推進のための研究開発等の取組を支援する。	○ 補助金の交付 H28 6事業者 H29 5事業者 H30 4事業者	○ 事業者が行う研究の事業化・実用化
循環型社会システム構築大学連携事業	希少金属や食品廃棄物等のリサイクルに関する施策を推進するため、地元大学との共同研究などにより、小型家電回収実証試験や地域バイオマスの有効活用法の検討を行う。	○ 小型家電リサイクルに取り組む市町村数 H28 28市町村 H29 34市町村	○ みやぎ方式小型家電リサイクルシステム案の作成と実証試験による事業性の検討 ○ 地域バイオマスを効率的に集約し、エネルギー利用するためのモデル作成
混合堆肥複合肥料の試作と肥効等の検討	家畜ふん尿堆肥の利用促進のため、取扱いしやすい新肥料としての堆肥の試作とその肥効等の調査研究を実施する。	○ 混合堆肥複合肥料の試作と保存性等の検討 ○ 製造肥料の肥効成分の検討 ○ 植物生育試験による肥効の検討	○ 畜種の違いによる影響の把握 ○ 植物の種類による影響の把握
メタン発酵消化液の作物栽培への利用	食品廃棄物等を原料とするメタン発酵施設から排出される消化液について、肥料としての有効活用の検討を行う。	○ 消化液の農地還元量 H28 1トン H29 1トン H30 2,014トン	○ 水稻などに施用し、成分分析、使用方法・量などを検討した結果、肥料としての効果が認められ、肥料取締法に基づく特殊肥料として届出

ハ 普及啓発・環境教育(21事業 359,780千円)

イ) 成果と課題

事業者や県民の自主的な取組を促すための普及啓発や、次世代を担う高校生への環境教育を行い、3Rに向けた意識の醸成や課題解決に向けた情報提供などを進めています。3R推進及び廃棄物の適正処理の推進に当たっては、廃棄物に関する知識の普及や啓発に関する施策を継続して実施することが重要であり、引き続き取組を推進する必要があります。

ロ) 主な取組(過去3年間)

事業名	事業概要	実施状況	効果・実績
宮城県グリーン製品調達モデル事業	モデル事業としてグリーン製品を指定して施工し、グリーン製品の工事利用等をPRすることにより、グリーン製品の利用促進と普及を促し、製品価格の低下等を図る。	○ 県土木工事のグリーン製品の使用及び周知 H25～H30 加瀬沼公園の園路に使用	○ リサイクル推進に向けた普及啓発
循環型社会に貢献できる産業人材育成事業	工業高校において解体木造建築物の構造材再利用促進のための基礎的研究を行い、将来的に循環型社会の形成に寄与し担っていく地域人材の育成を図る。	○ 関連授業時数 H28 282時間(1校) H29 453時間(2校) H30 470時間(2校)	○ 災害発生時に避難所で使用できる間仕切りやごみ回収ボックス等を廃材から製作 ○ 環境に配慮した今後の産業活動に関与できる人材育成 ○ 地域の企業、木工職人等との連携・協力体制構築
みやぎの3R普及啓発事業	3Rに関する知識の普及と実践を県民・事業者呼びかけ、環境に配慮した行動の定着、拡大を図る。	○ 広報(ラジオCM) H28 855回 H29 112回 H30 112回	○ 廃棄物等の3R推進のための広報の実施 ○ 高校生や大学生を対象とした3R文化祭・学園祭の取組への支援と表彰 ○ ごみ処理工場を見学する小学生向けのバスツアーを開催
みやぎ県民大学推進事業(循環型社会講座)	宮城県民大学の講座として、産業廃棄物及びそのリサイクルに関するテーマを取り上げた講座を開催する。	○ 受講者数 H28 48人 H29 61人 H30 64人	○ 最先端科学に基づく廃棄物等の3Rに関する講座を開催 ○ 日常生活における環境負荷低減の実践に向けた啓発を実施

(2) 産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業(13事業 393,896千円)

イ 成果と課題

監視カメラの設置やスカイパトロールの実施、産廃Gメンの配置などの取組を進めており、産業廃棄物の適正処理の推進に寄与しました。県内では大規模な不適正処理事案は減少しているものの根絶には至っていません。また、依然として小規模な悪質事案が摘発されていることから、引き続き取組を推進する必要があります。

ロ 主な取組(過去3年間)

事業名	事業概要	実施状況	効果・実績
産業廃棄物不法投棄監視強化事業	不法投棄等を未然に防止するため、監視カメラを設置して監視体制を強化するとともに、ヘリコプターによる上空からの監視活動やラジオ広報等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動式監視カメラの設置 ○ スカイパトロール ○ 広報(ラジオCM) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄件数(仙台市を含む新たに発覚した10トン以上の大規模不適正処理事案) H28 0件 H29 1件 H30 4件
産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業	不法投棄等不適正処理対策の強化を図るため、産廃Gメンを配置し、監視体制の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監視パトロール ○ 産業廃棄物処理施設等への立入調査 ○ 不法投棄、不適正処理等事案に係る調査・指導 	
産業廃棄物不適正処理対策事業	産業廃棄物の不適正処理対策のための監視活動の強化と徹底検挙による環境犯罪の抑止、広報啓発活動、環境監視モニターなどのボランティア活動を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監視活動の強化 ○ 不適正処理抑制のための広報 ○ 環境モニターによる活動 	
産業廃棄物処理システム健全化促進事業	電子報告システム「みやぎ産廃報告ネット」を運用するとともに、排出事業者等に対して廃棄物処理の各種ルール等の講習会や電子マニフェスト講習会を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講習会開催回数・参加者数 H28 6回 361人 H29 8回 437人 H30 6回 343人 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 処理実績報告の電子報告率 H28 64.5% H29 66.0% H30 66.8%

産業廃棄物税基金充当事業一覧

(単位:千円)

	部局名	事業名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計	
			決算	決算	決算	決算	決算		
1 産業廃棄物の発生 の抑制・減量化・再生 利用に関する事業	事業者支援	環境産業コーディネーター派遣事業	20,348	22,795	21,161	20,857	21,239	106,400	
		リサイクルエネルギー利活用促進事業	3,871	4,270	2,130	1,780	330	12,381	
		みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業	50,273	114,994	168,047	180,181	177,488	690,983	
		3R商品開発スタートアップ・販売促進支援事業(産業廃棄物再生資源等有効活用推進事業)	1,770	482	1,499	901	3,240	7,892	
		化学物質管理促進事業	515	507	417	512	562	2,513	
		リスタートみやぎの3R推進事業			10,596	11,806	24,768	47,170	
	保健福祉部	フードバンク支援事業				1,476	1,190	2,666	
	農林水産部	食品循環資源飼料化確立実証推進事業	433	354				787	
	計			77,210	143,402	203,850	217,513	228,817	870,792
	試験研究	環境生活部	3R技術・製品開発チャレンジ応援事業(3R新技術研究開発支援事業)	12,336	31,635	20,944	24,481	12,160	101,556
循環型社会システム構築大学連携事業						22,039	33,435	55,474	
農林水産部		産業廃棄物の炭化新資材開発事業	1,999					1,999	
		飼料作物生産における家畜たい肥等の有効活用技術の検討	700	700				1,400	
		不成形かまぼこ及び加工残滓を利用した端物調味料の開発	725					725	
		木質バイオマス燃焼灰等廃棄物の再生利用技術の開発	873					873	
		メタン発酵消化液の作物栽培への利用			3,500	3,500	6,454	13,454	
		混合堆肥複合肥料の試作と肥効等の検討			9,284	6,115	5,177	20,576	
宮城県産針葉樹皮のイチゴ養液栽培への利用						4,547	4,547		
計			16,633	32,335	33,728	56,135	61,773	200,604	
普及啓発・環境教育	環境生活部	宮城県グリーン製品普及拡大事業	1,334	1,301	1,975	1,597	949	7,156	
		みやぎの3R普及啓発事業	3,721	1,836	13,795	2,328	6,811	28,491	
		野鳥の森再生事業(グリーン製品活用)	19,154	6,059	0	7,200		32,413	
		昭和万葉の森再生事業(グリーン製品活用)		3,999	12,865			16,864	
		自然公園等の看板補修等(グリーン製品活用)				10,782	14,112	24,894	
		森林公園再生事業(グリーン製品活用)					11,700	11,700	
	総務部	新聞紙面等による広報	1,122	1,127	2,809	2,825		7,883	
	経済商工観光部	県立自然公園旭山案内看板設置事業(グリーン製品活用)	2,273					2,273	
	農林水産部	宮城県グリーン製品を活用した公園施設整備事業		9,000	15,000	19,816	20,000	63,816	
	土木部	宮城県グリーン製品活用・ふるさと緑の道再整備事業	3,228	9,000	12,700	5,800	20,000	50,728	
教育庁	宮城県グリーン製品調達モデル事業	4,999	5,000	15,000	20,000	15,000	59,999		
	循環型社会に貢献できる産業人材育成事業(古川工業高)	2,674	2,665	2,675	2,646	2,544	13,204		
	みやぎ県民大学推進事業(循環型社会講座)	108	108	108	97	97	518		
	解体木材の再使用に関する研究事業(石巻工業高)		2,932				2,932		
	循環型社会に貢献できる産業人材育成事業(迫桜高)			867	663	730	2,260		
	循環型社会に貢献できる産業人材育成事業(白石工業高)				1,461	1,734	3,195		
	循環型社会に貢献できる産業人材育成事業(仙台三高)				249		249		
	循環型社会に貢献できる産業人材育成事業(仙台二華高)					1,883	1,883		
	図書館管理運営事業(グリーン製品活用)				2,894	3,887	6,781		
	志津川自然の家管理運営事業(グリーン製品活用)				6,145		6,145		
蔵王自然の家管理運営事業(グリーン製品活用)				7,063	9,333	16,396			
計			38,613	43,027	77,794	91,566	108,780	359,780	
その他	農林水産部	土地改良施設維持管理適正化事業	30,904	32,312	33,667	33,982	34,360	165,225	
	土木部	木造住宅等震災対策事業(建設系産業廃棄物発生抑制支援事業)	5,314	5,241	5,308	4,611	5,720	26,194	
		道路保全費(道路橋梁維持費)橋梁補修費	30,000	30,000	31,500	31,500	31,500	154,500	
	計			66,218	67,553	70,475	70,093	71,580	345,919
計			198,674	286,317	385,847	435,307	470,950	1,777,095	
2 産業廃棄物の適正な 処理の促進に関する 事業	環境生活部	循環型社会推進費	2,916	405				3,321	
		産廃税見直し事務費	76					76	
		産業廃棄物不法投棄監視強化事業	6,157	7,394	7,004	10,227	10,832	41,614	
		産業廃棄物処理システム健全化促進事業	5,861	4,790	5,064	4,513	9,960	30,188	
		産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業	16,126	17,905	19,417	17,522	17,740	88,710	
		産業廃棄物不適正処理対策交付金	19,117	19,117	23,531	19,554	24,533	105,852	
		アスベスト対策事業	8,009	6,817	3,085	3,850	3,303	25,064	
		産業廃棄物処理業者等管理システム導入事業	15,789	3,556	3,024	2,862	13,857	39,088	
		新産業廃棄物最終処分場整備基本構想策定事業	990	4,234	235	3,508	13,117	22,084	
		P C B 廃棄物処理加速化事業		2,305	1,858	922	7,764	12,849	
		産業廃棄物等処理実態調査事業	1,512	1,447	1,436	2,646	8,273	15,314	
		水銀廃棄物対策事業				2,266		2,266	
		県警察本部	産業廃棄物不適正処理対策事業	15	12	15	5,669	1,759	7,470
	計			76,568	67,982	64,669	73,539	111,138	393,896
合計			275,242	354,299	450,516	508,846	582,088	2,170,991	

3 産業廃棄物税の今後の在り方

(1) 税の継続の必要性

産業廃棄物税の継続の必要性を検討するにあたり、産業廃棄物税の効果と産業廃棄物に係る課題、社会情勢の推移等を検証しました。

イ 産業廃棄物税の効果と課題

(イ) 宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)における目標値の推移

宮城県では平成28年3月に「宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)」を策定しました。その中で循環型社会形成のための目標値(令和2年度目標)として次の3つの産業廃棄物に関する目標を設定しました。

項目	目標	目標値 (令和2年度目標)
排出量	発生抑制	1,000万トン /年
リサイクル率	再生利用(リサイクル)推進 再生利用量÷総排出量	35%
最終処分率	最終処分の最小化 最終処分量÷総排出量	1%

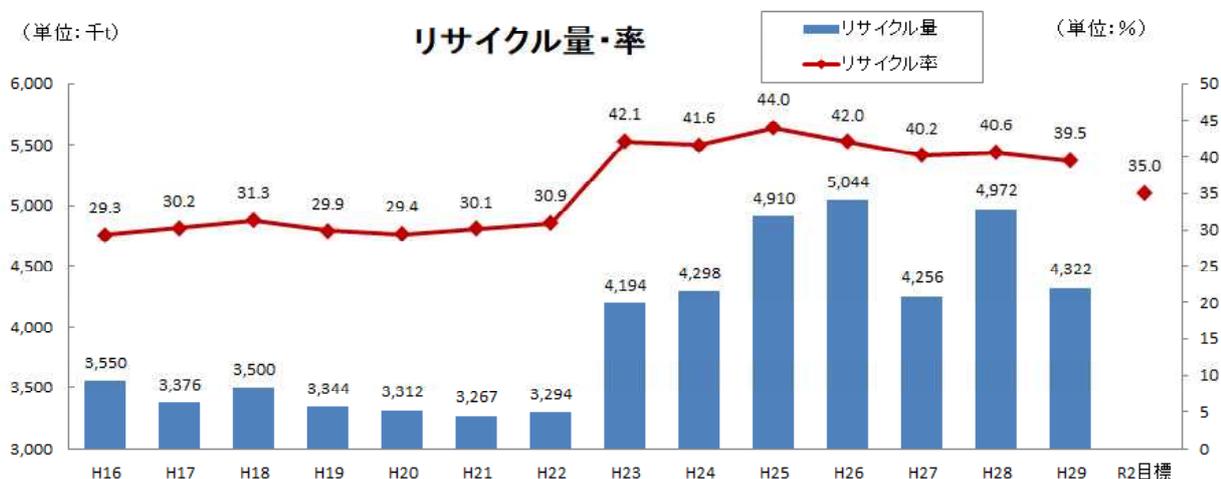
○ 排出量

排出量については、産業廃棄物税導入後年々減少し、特に震災直後は大きく減少しましたが、その後の復興工事によるがれき類の増加、工場の操業再開等により、排出量全体の増加傾向が続いています。



○ リサイクル率

建設業から排出され9割以上がリサイクルされるがれき類の排出量が多いことから、一時的にリサイクル率が上昇した状況が続いています。今後、復興事業の落ち着きとともにがれき類が減少することが予想されることから、リサイクル率の維持に向けた施策が引き続き必要です。



○ 最終処分率

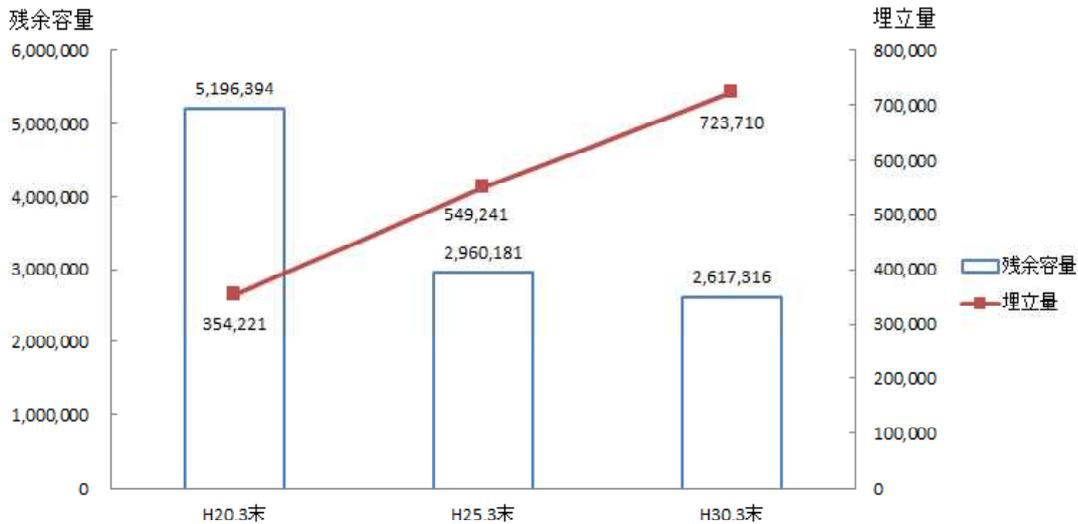
最終処分率については、廃棄物の排出量が増えたことにより、最終処分量も増加している状況が続いています。



(ロ)最終処分場の状況

宮城県の最終処分場は、震災の復旧・復興のため一部最終処分場において災害廃棄物も受け入れたことにより一時的に埋立量が増加しました。また、震災後は最終処分量が増加しており、拡張等により埋立容量の増加を行っているものの、残余容量は緩やかな減少傾向を見せ、今後拡張等が行われたとしても依然として余裕はありません。引き続き排出抑制等の取組を進め、最終処分量の抑制を図っていく必要があります。

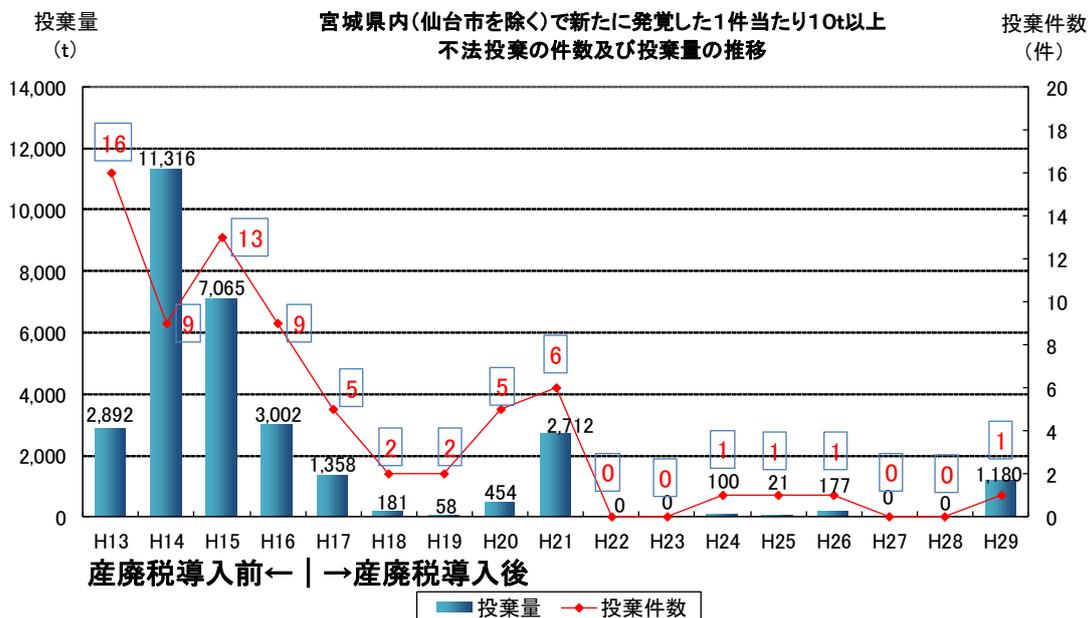
県内産業廃棄物最終処分場残余容量及び埋立量(単位:m³)



※埋立量には災害廃棄物を含む

(ハ)県内の不法投棄の状況

宮城県内(仙台市を除く。)において、新たに発覚した1件10トン以上の不法投棄の件数・量は、平成22年度以降大幅に減少していましたが、平成29年度は1,000トン規模の不法投棄が1件発生しました。今後も継続して不法投棄対策に取り組んでいく必要があります。



(二)事業者の期待

平成30年度に県内の事業者を対象に行った意識調査の中で、産業廃棄物税についての調査を行いました。

調査結果によると、産業廃棄物税制度が3Rなどに「おおいに役立っている」「ある程度役立っている」を合わせた割合が30.9%で、「あまり役立っていない」「まったく役立っていない」を合わせた割合が13.9%でした。役立っている人の割合が3割を超えている一方、役立っていないとした割合も1割以上あり、事業者が期待する事業へ取り組んでいくことが必要です。

また、役立っていると感じられる理由については、産業廃棄物税を使った事業により「発生抑制、減量化、再生利用へ効果があると感じられるため」「適正な処理の促進が進んでいると感じられるため」の割合が高く、3R及び適正処理について役立っていると感じていることが分かりました。

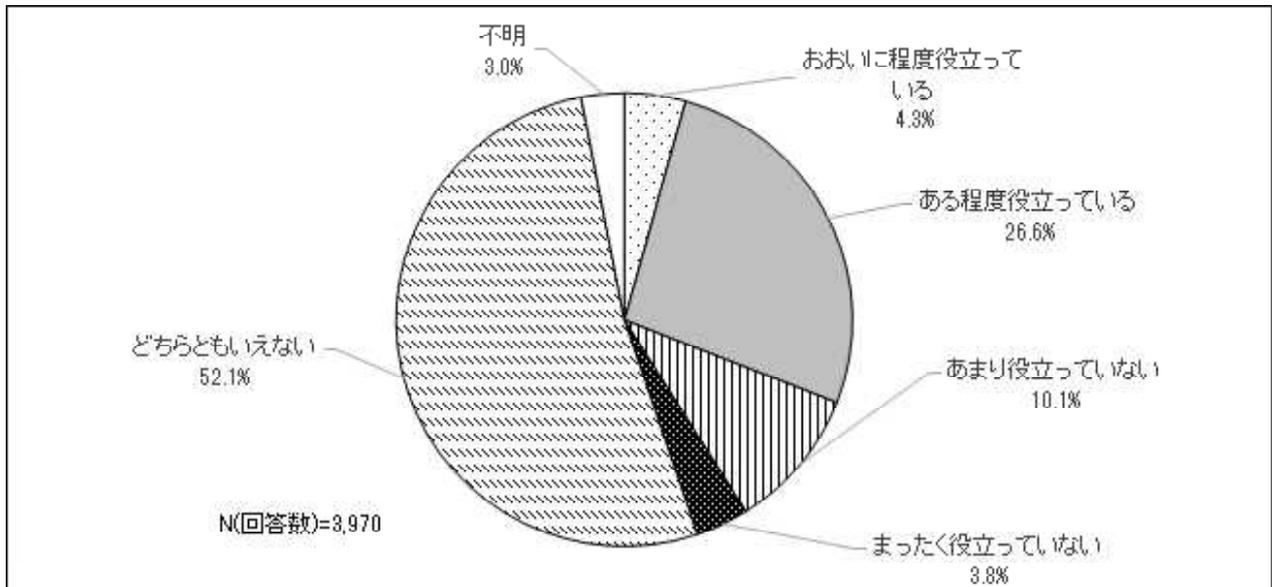
反対に、「あまり役立っていない」「まったく役立っていない」「どちらともいえない」と回答した中で、最も多かった回答は「産業廃棄物税制度の情報が不足し、課税目的や使途・効果が分からないため」の66.2%でした。次いで「産業廃棄物税を使った事業では、自社が使える事業がないため」20.1%「産業廃棄物税の事業では、発生抑制、減量化、再生利用への効果が感じられないため」12.4%の順となっています。引き続き産業廃棄物税制度について、透明性を持って情報提供を行うことが必要です。

産業廃棄物税を活用して県はどのような取組を実施していくべきかについては、これまで行ってきた「事業者や県民に対する普及啓発・環境教育」「排出抑制施設導入再生品購入に対する事業者支援」「不法投棄防止対策の強化」「環境・リサイクル関連業への育成・振興」「産業廃棄物の3Rを進めるための研究開発」を、引き続き実施していくべきとの回答が寄せられました。産業廃棄物税が導入されてから約15年になりますが、依然として産業廃棄物税を活用した事業に対する事業者の期待が大きいことが分かります。

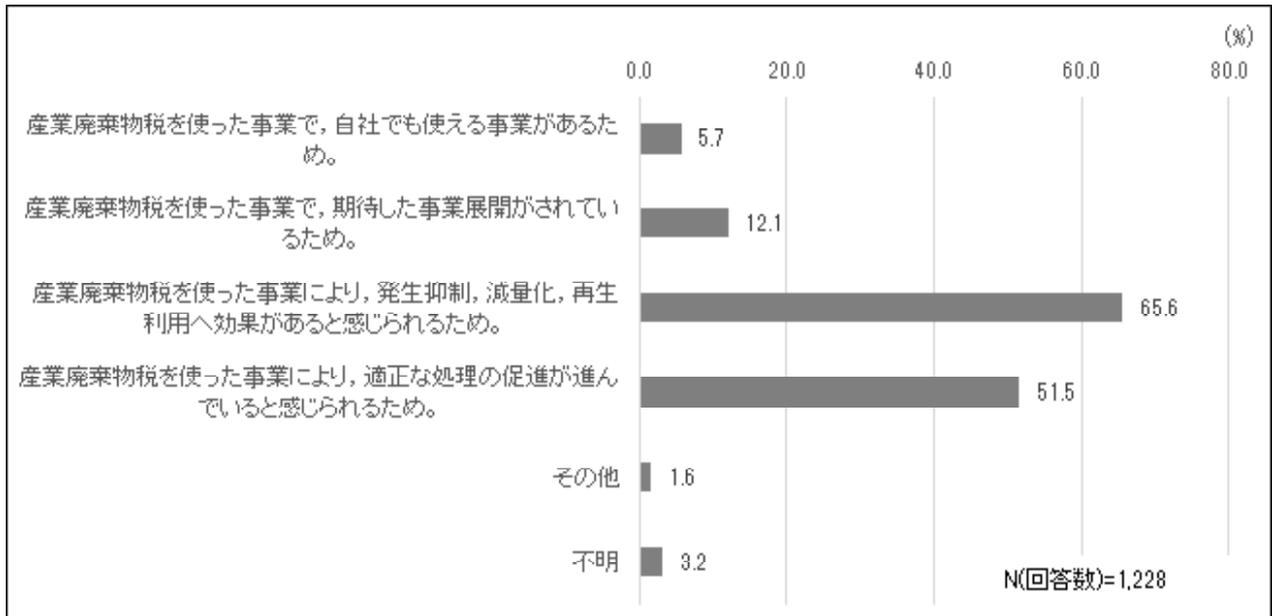
〔廃棄物に関する意識調査〕

産業廃棄物税について

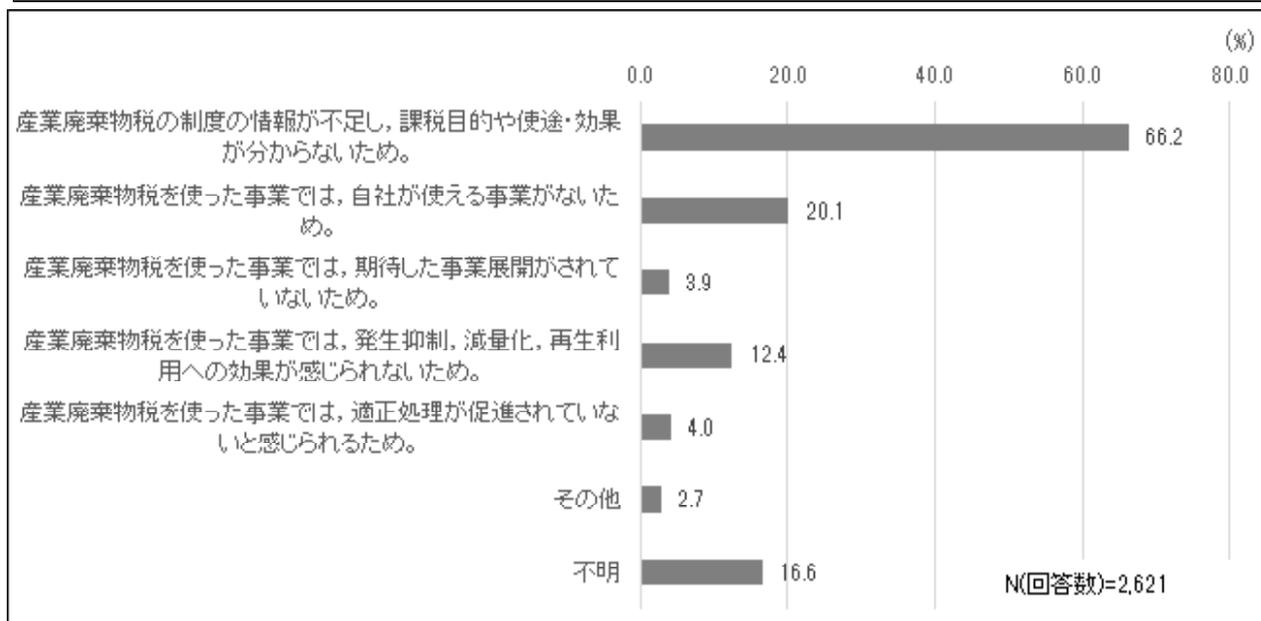
宮城県の産業廃棄物税制度は、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用などに役立っていると思いますか。(回答1つ)



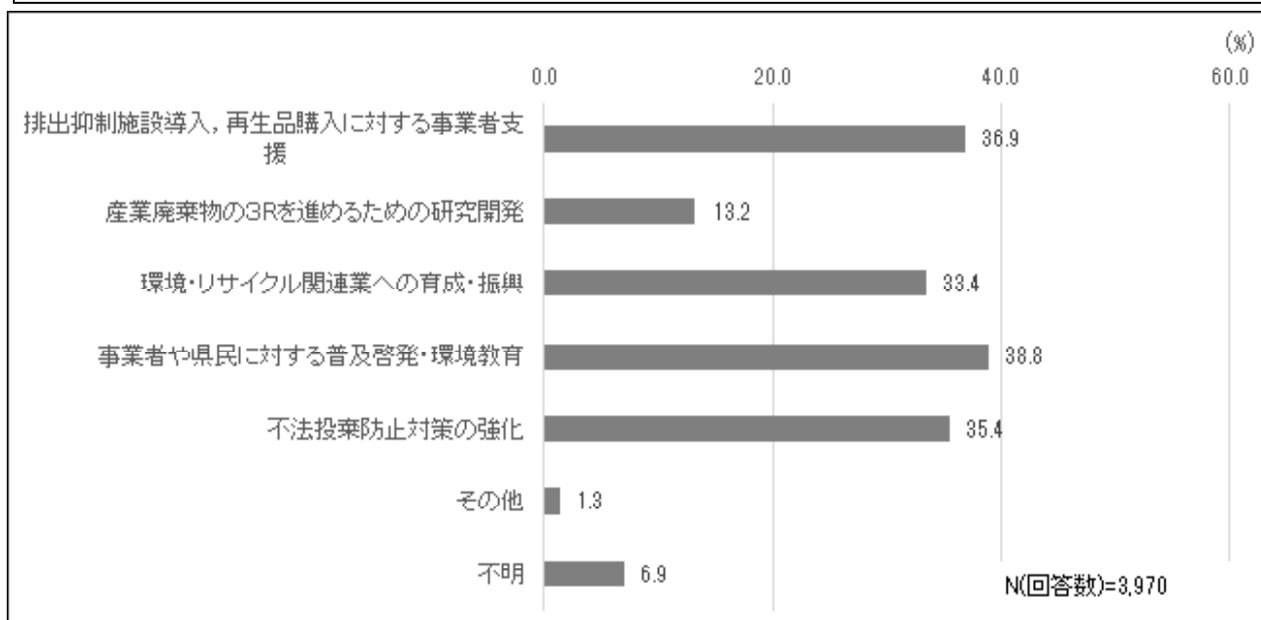
※「おおいに役立っている」「ある程度役立っている」と回答した方
役立っていると感じられる理由(回答2つまで)



※「あまり役立っていない」「まったく役立っていない」「どちらともいえない」と回答した方
 役立っていないと感じられる理由(回答2つまで)



今後、産業廃棄物税を活用し、県はどのような取組を実施していくべきと考えますか。
 (回答2つまで)



ロ 社会情勢の推移

国は第四次循環型社会形成推進基本計画において、地域循環共生圏による地域の活性化などの方向性を示し、循環型社会形成に向けた各種取組を推進していくこととしています。

県でも、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムから転換するため、廃棄物の3Rを推進してきており、循環型社会形成推進計画においても各主体の取組を促してきました。県民への意識調査からも3Rを引き続き推進していく必要があることが分かります。

また、産業廃棄物税は平成31年4月現在で、27道府県1政令市で導入されており、宮城県の周辺では東北6県及び北海道、新潟県で導入され、更新時期を迎えた自治体でも現行制度が継続されています。

① 第四次循環型社会形成推進基本計画

平成30年6月に閣議決定された国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」「地域循環共生圏による地域の活性化」「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」「適正処理の推進と環境再生」「万全な災害廃棄物処理体制の構築」「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」「循環分野における基盤整備」の7つの方向性ごとに、可能な限り具体的な数値目標を設定し、各主体の連携や期待される役割等が述べられており、これらの方向性への取組が必要となります。

② 令和元年度版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

令和元年版白書では、「持続可能な未来のための地域循環共生圏—気候変動影響への適応とプラスチック資源循環の取組—」をテーマとして、第5次環境基本計画(平成30年4月閣議決定)で提唱した「地域循環共生圏」の観点を交え、気候変動への適応とプラスチック資源循環について、各地域、各主体の取組や、ライフスタイルの転換に向けた取組事例等を紹介しています。

③ 宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)

東日本大震災により後退していた循環型社会形成のための行動を再始動させ、目指すべき循環型社会を形成していくため、3Rの取組を再始動し、「リスタート！みやぎの3R—リデュース・リユース・リサイクル」を基本理念に、もう一度各主体が手を取り合って連携し、平成32年度までに達成すべき目標に向けて施策を推進しています。

④ 「宮城の将来ビジョン」・県民意識調査

「宮城の将来ビジョン」においても、「廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進」は、宮城の未来をつくる33の取組の一つに位置づけられています。

平成30年県民意識調査では、廃棄物等の3Rに関する行動に対する設問において、「ごみはいつも分別している」「ごみは地域で指定された方法で出している」などは、9割近い値が示されている一方、「壊れている物を修理したり、いらなくなった物を人に譲ったりすることで、物を大切に使う」などの具体的な行動を行っている県民の割合は4割を下回るなど、引き続き3Rの普及啓発を図る必要があります。

⑤ 宮城県震災復興計画

県震災復興計画により平成23年度から10年間の復興の道筋を示しました。復興計画では平成26年度から平成29年度までを再生期、平成30年度から平成32年度までを発展期と定め、循環資源の3Rのための県民や事業者一人一人の行動を促進し、循環型社会を支える基盤を充実させるとともに、引き続き廃棄物の適正処理を推進し、環境の負荷が低減された循環型社会の実現に向けた取組を進めることとしています。

ハ まとめ

産業廃棄物税の継続の必要性について、産業廃棄物税の効果と課題、社会情勢の推移から検証しました。

産業廃棄物税の効果と課題では、まず、宮城県循環型社会形成推進計画の目標値の推移から検証しました。宮城県では産業廃棄物税の導入後、産業廃棄物の3R及び適正処理を目的とした各種の事業を行ってきたところ、産業廃棄物の排出量、リサイクル率、最終処分率については、平成23年度以降震災により大きな影響を受けているものの、平成22年度までの推移を勘案すれば経済的支援策と経済的負担措置を伴う産業廃棄物税の導入により一定の成果が得られたものと考えられます。

現在は、排出量及び最終処分量とも多く、リサイクル率についても、リサイクル率の高いがれき類が多く排出されていることによる影響が考えられることから、今後も廃棄物の再生利用の向上と、最終処分率の抑制に向けた施策の継続が必要であると考えられます。

最終処分場については、震災後、復旧・復興のため一部最終処分場において災害廃棄物の受け入れも行われたことから、埋立量が大きく増加することとなりました。その後、一部の最終処分場で拡張等による埋立可能容量の増加がありましたが、県内の最終処分場は依然として余裕のない状況となっており、埋立量を今後とも削減していくためには、廃棄物の発生抑制、減量化を継続していく必要があります。

不法投棄については、産業廃棄物税を財源とする不法投棄対策を行ったことにより、不法投棄の件数・量ともに減少傾向となっています。不法投棄対策は早期発見、早期対応が不可欠であり、対応が遅くなることによって大規模投棄に繋がることになりかねません。我が県の豊かな自然を守るために、今後も不法投棄対策に積極的に取り組んでいく必要があります。

事業者・県民の意識については、平成30年度に県内の事業者を対象とした調査及び県が行った県民意識調査では、不法投棄防止対策の強化や排出抑制施設導入、再生品購入に対する事業者支援等の産業廃棄物税を活用した事業に関する期待が大きく、また、県民からも廃棄物の3Rについて高い関心が寄せられています。こうしたことから、事業者支援の事業と廃棄物の3Rに係る施策の継続が必要であると考えられます。

さらに、近隣全ての県で産業廃棄物税が導入されている中で、宮城県のみが廃止した場合、県外からの最終処分の流入が増加することが懸念されます。

以上のことから、産業廃棄物排出量及び埋立量等の削減効果、産業廃棄物に係る課題に対応するための施策の充実強化の必要性、さらに国、県ともに循環型社会の形成に向けた施策を推進していくこととしている社会情勢等を勘案して、産業廃棄物税を継続すべきものと考えます。

(2) 税の仕組の方向性

イ 課税方式

県内の最終処分場の残余年数は、震災の影響等により減少しており、最終処分量の削減・減量化への誘導が必要です。このため、中間処理段階での減量化及びリサイクルの促進を図ることを目指し、最終処分に着目した課税方式としています。

また、税制上の視点からは、最終処分場への搬入量の把握が容易かつ適切に捕捉が可能であり徴税コストが小さいこと、最終処分場への搬入量全体を課税対象とすることにより、税負担の公平性が確保されることなどの理由からも、現行方式を導入しているところです。

現行の課税方式により適切に申告納付等がなされ、税制度自体が定着しているとともに、前述の政策効果、税制上のメリットや東北6県で同一方式を導入していることなどを踏まえ、現行の課税方式を継続すべきものと考えます。

ロ 税率

宮城県では、同様の制度を導入している他県と税率が異なることにより県域を越えた廃棄物の流出入が混乱するのを避けるため、他県との均衡を考慮して、税率を1トンにつき1,000円としています。

現時点で、東北6県を始めとする28道府県政令市すべてが税率を産業廃棄物1トンにつき1,000円とすることを基本としており、他自治体との均衡は維持されているものと考えられることから、現行のとおり税率を継続すべきものと考えます。

ハ 課税期間

社会情勢の推移等を勘案して検討を行うため、5年間の時限措置とすることが適当であると考えます。

二 税込

年額、約4億円程度と見込まれます。